

概要版

山口県 動物愛護管理推進計画

改定版

平成26年度（2014年）→平成35年度（2023年）

一人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくり



平成26年（2014年）3月
山口県

山口県動物愛護管理推進計画（改定版）について

1 計画改定の趣旨

我が国では、核家族化、少子・高齢化の進行や生活様式の多様化に伴い、多種多様な動物が飼育されるようになってきました。そして、これらの動物は、家族の一員、更には人生のパートナーとして、人々の生活において重要な存在となってきています。

しかし一方で、動物の安易な飼養や飼養放棄、遺棄、虐待、近隣への迷惑行為など、動物愛護管理に関する様々な問題が依然として発生しています。

本県では、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりの推進に向け、平成20年3月に「山口県動物愛護管理推進計画」を策定し、動物の愛護と管理に関する様々な施策を計画的に推進してきました。

このような中、国において、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正されるとともに、平成25年8月には動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が改正され、更なる犬猫の引取り数の削減や動物取扱業者に対する規制の強化等が規定されました。

本計画では、こうした人と動物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物愛護管理に対する県民意識やこれまでの取組状況・課題を踏まえ、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりの推進に向けた取組をより重点的に実施していくこととしています。

2 計画期間

平成26年4月1日～平成36年3月31日（10年間）



3 計画改定の背景

(1) 動物愛護管理法の改正（主な改正内容）

- 動物取扱業者の適正化
- 多頭飼育の適正化
- 都道府県等の犬猫の引取り拒否事由を明記
- 災害時の適正飼養等に関する施策を動物愛護管理推進計画に定める事項に追加
- 所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を追加

(2) 基本指針の改正（追加された内容）

- 平成35年度の全国の犬猫の引取り数について、概ね10万頭を目指すこと
- 飼主のいない猫に対する取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること
- 犬猫のマイクロチップの普及を推進すること
- 災害時対策について、地域の実情等に応じた体制の整備を図ること

(3) 本県の現状

- 動物の飼育による迷惑を感じたことがある人の割合（60.7%）
- 猫の引取り数が減少せず例年横這い状態（うち約87%が飼主のいない猫）
- 未係留中の飼犬による咬傷事故が多い
- 犬猫の所有者明示の実施率（35.6%）

【県民が行政に望む取組】

- 飼主の迷惑行為に対する規制や指導の強化（64.3%）
- 動物愛護や正しい飼養方法の啓発（34.4%）
- 動物取扱業者に対する規制、指導の強化（30.4%）

4 施策の展開

動物愛護管理法及び基本指針の改正や本県の現状を踏まえ、新たな施策に取り組むとともに、これまでの施策を拡充・強化します。

1 動物の適正飼養

(1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

- ・飼主のいない猫対策、無責任な餌やりに対する指導、新たな飼主探し支援 等

(2) 適正飼養についての周知徹底

- ・終生飼養や繁殖制限措置等の周知徹底、動物愛護推進員との協働、不適切な多頭飼育者に対する指導の強化 等

(3) 所有者明示措置の推進

- ・所有者明示措置(マイクロチップ等)の指導強化 等



2 県民と動物の安全確保

(1) 動物による危害の防止

- ・犬の係留の徹底、咬傷事故の防止指導、特定動物の飼養施設に対する定期的な立入検査 等

(2) 動物由来感染症対策の推進

- ・予防対策についての普及啓発、動物取扱業者に対する指導の徹底、家畜衛生対策の徹底、危機管理体制の整備 等

(3) 災害時における対策

- ・被災動物の救護体制等の整備、特定動物の逸走防止対策の徹底 等



(写真提供：仙台市)

3 動物の適正な取扱い

(1) 動物取扱業の適正化

- ・動物取扱業者に対する定期的な立入検査 等

(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

- ・飼養者等に対する産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底 等



4 動物愛護管理の普及啓発

(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進

- ・動物愛護や適正飼養についての普及啓発 等

(2) 地域における活動の推進

- ・動物愛護推進員の養成と活動の充実、地域における普及啓発 等



5 計画の進行管理・見直し

関係機関で構成する「動物愛護管理推進連絡会議」において、本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、県民の意識や実態を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、施策の実施に役立てます。

なお、本計画は、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、平成30年度を目途に見直しを行います。

目標となる指標

計画に基づく施策を着実に推進するとともに、その状況を分かりやすくするため、「目標値」を設定しました。

指 標	基準値(H24)	目標値(H35)
犬の引取り数	375 頭	200 頭以下 (50%削減)
猫の引取り数	4,114 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
犬の殺処分数	1,355 頭	700 頭以下 (50%削減)
猫の殺処分数	4,030 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
動物飼育により迷惑を感じている人の割合※	60.7%	50%以下
犬猫の所有者明示の実施率※	35.6%	50%以上
犬による咬傷事故件数	44 件	減らす
特定動物飼養施設に対する立入検査実施率（年間）	85.1%	100%
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率（年間）	53.6%	100%
動物愛護推進員委嘱数（累計）	78 人	130 人以上

※県民意識調査結果

お問い合わせ先

山口県環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
〒753-8501 山口市滝町 1-1
TEL 083-933-2974 FAX 083-933-3079
e-mail a15300@pref.yamaguchi.lg.jp